

奈良県中小企業会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県中小企業会館条例を廃止する条例

奈良県中小企業会館条例（昭和五十三年十月奈良県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。